

志摩市宿泊税検討委員会 検討結果の概要

1 宿泊税の導入について

志摩市において、生産年齢人口、就業人口が減少するなか、取り巻く社会・自然環境の変化に対応しながら、地域産業の特徴である観光関連の産業振興と観光客をはじめ交流人口を増やすことで「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」のまちの将来像を実現するためには、新たな観光財源の確保は必要不可欠である。

このような状況のなか、食や景観などの魅力向上、受入環境整備等の質的向上、防災対策の充実を図り、観光客の満足度を高めることにより宿泊客の増加、税収増に繋げ、観光関連産業の発展が持続的なまちづくりに繋がる好循環を生み出すために、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することは、本検討委員会として妥当性があると考えます。

2 宿泊税の使途について

「訪問客への還元」を基本とし、以下の4つの柱に分類

分類	取組
①観光資源の磨き上げと付加価値の向上	既存の観光商品の魅力向上により観光客の満足度の更なる向上を目指し、唯一無二のブランドの醸成を図る。
②受け入れ環境の整備	志摩ならではの自然景観や文化等の保全に努め、丁寧な情報発信、交通手段の拡充等により更なる利便性の向上を図る。
③観光客のための災害対応策	災害発生時の観光客等の安全確保や適切な情報発信体制の構築に取り組む。
④観光地経営体制（志摩市・観光協会など）	市と、観光地域づくり法人（DMO）である観光協会が中心となり、観光地経営体制の機能強化を図る。

3 課税要件等について

項目	要件
課税客体 納税義務者 課税標準	●課税客体：宿泊施設への宿泊行為 ●納税義務者：宿泊施設への宿泊者 ●課税標準：宿泊施設への宿泊数
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	●特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ●徴収方法：特別徴収 ●申告期限：毎月末日までに前月分を納入
税率(税額)	【A案】1人1泊につき一律200円 【B案】同 宿泊料金が50,000円未満：200円 同 宿泊料金が50,000円以上：500円
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額の2.5%

4 おわりに（提言）

①使途については、効果検証を行い、情報発信するとともに、ヒアリングや協議等により今後の施策に活かすこと。

②課税要件は、内容を更に精査したうえで決定すること。

③導入や制度の構築にあたっては、関係事業者への意見聴取などを十分に行うなど、導入への理解を得る努力を続けること。

④災害や感染症など今後の緊急的な事象に対応するため、安定的な財源活用ができる手法（基金の設置等）も検討されたい。